

令和6年3月31日

令和5年度 政務活動費収支報告書

(あて先) 宇都宮市議会議長

会派の名称

市民連合

代表者の役職名・氏名 会長

福田 智 恵

令和5年度 政務活動費の収支について、宇都宮市議会政務活動費の交付等に関する条例第8条の規定により、次のとおり報告します。

1 収 入

(単位:円)

科 目	金 額	摘 要
政 務 活 動 費	¥8,800,000	令和5年5月分 ～ 令和6年3月 月額 100,000 × 8 人×11ヶ月
預 金 利 子	¥28	
合 計	¥8,800,028	

2 支 出

(単位:円)

科 目	金 額	摘 要
1 研究研修費	¥60,000	
2 調査活動費	¥1,067,265	
3 資料作成費	¥0	
4 資料購入費	¥134,230	
5 広報広聴費	¥4,091,846	
6 人 件 費	¥0	
7 事 務 費	¥1,254,597	
8 その他の経費	¥0	
合 計	¥6,607,938	

3 残 額

¥2,192,090 円

<別紙資料>

科目・補助科目別支出内容集計表

令和5年度

科 目	費 目	金 額	備 考(主要な事業)
1 研究研修費 ¥60,000	1 出席者負担金	¥0	
	2 会費	¥60,000	
	3 資料代	¥0	
	4 講師謝金	¥0	
	5 旅費	¥0	
	6 会場費	¥0	
	計	¥60,000	
2 調査活動費 ¥1,067,265	1 資料代	¥0	
	2 旅費	¥1,057,265	
	3 委託等経費	¥0	
	4 講師謝金	¥10,000	
	計	¥1,067,265	
3 資料作成費 ¥0	1 印刷製本費	¥0	
	2 資料作成費	¥0	
	3 翻訳料	¥0	
	計	¥0	
4 資料購入費 ¥134,230	1 資料購入費	¥132,730	
	2 図書購入費	¥1,500	
	計	¥134,230	
5 広報広聴費 ¥4,091,846	1 広 報 紙	¥4,091,846	
	2 印刷製本費	¥0	
	3 会 場 費	¥0	
	4 会 議 費	¥0	
	5 送 料	¥0	
	6 ホームページ運用費	¥0	
	計	¥4,091,846	
6 人 件 費 ¥0	1 賃金	¥0	
	2 交通費	¥0	
	計	¥0	
7 事 務 費 ¥1,254,597	1 消耗品費	¥692,795	
	2 事務機器購入費	¥457,210	
	3 事務機器リース代	¥29,524	
	4 通信費	¥75,068	
	5 維持管理費	¥0	
	計	¥1,254,597	
8 その他の経費 ¥0	1 その他の経費	¥0	
	計	¥0	

総

計

¥6,607,938

政務活動費収入支出記入簿 (令和5年度)

(年間総計) 累計収支 受入額 ¥8,800,028 支払額 ¥6,607,938 残高 ¥2,192,090

1/6 ページ

月 日	科目名	収入支出内容	支出先	受 入	支 払
令和5年 05/15	収 入	上半期分		¥4,000,000	¥0
令和5年 05/15	⑦事務費	コピー機リース料	リコーリース(株)	¥0	¥2,684
令和5年 05/15	⑦事務費	インターネット接続料	宇都宮ケーブルテレビ	¥0	¥4,059
令和5年 05/17	④資料購入費	47行政ジャーナル	(社)共同通信社	¥0	¥11,660
令和5年 05/19	①研究研修費	政策検討・研修会年会費	連合栃木議員懇談会	¥0	¥60,000
令和5年 05/20	⑦事務費	PC代	株式会社ヤマダデンキ	¥0	¥201,537
令和5年 05/24	⑦事務費	デスクトップPC Wi-fi対応 組替工事	ドリームワークス	¥0	¥100,793
令和5年 05/26	④資料購入費	書籍代(コミュニティナ ース)	コミュニティナースintチギ ス	¥0	¥1,500
令和5年 05/27	⑦事務費	PC代、ロジクール代	ヨドバシカメラ宇都宮店	¥0	¥154,880
令和5年 05/30	⑦事務費	FAX通信費	東日本電信電話(株)	¥0	¥2,663
令和5年 06/05	⑦事務費	パフォーマンスチャージ代	有限会社 木屋源	¥0	¥78,810

月 日	科目名	収入支出内容	支出先	受 入	支 払
令和5年 06/12	⑦事務費	インターネット接続料	宇都宮ケーブルテレビ	¥0	¥4,059
令和5年 06/19	④資料購入費	47行政ジャーナル	(社)共同通信社	¥0	¥11,660
令和5年 06/30	⑦事務費	FAX通信費	東日本電信電話(株)	¥0	¥2,732
令和5年 07/04	⑦事務費	コピー機リース料	リコーリース(株)	¥0	¥26,840
令和5年 07/10	⑦事務費	インターネット接続料	宇都宮ケーブルテレビ	¥0	¥4,059
令和5年 07/12	②調査活動費	行政視察 7/24～26(明石市、寝屋川市、川崎市)	旅費 7名分	¥0	¥472,885
令和5年 07/18	⑤広報広聴費	広報紙印刷代・折込料	有限会社 印刷親友社	¥0	¥1,022,714
令和5年 07/18	⑦事務費	パフォーマンスチャージ代	有限会社 木屋源	¥0	¥17,758
令和5年 07/21	④資料購入費	47行政ジャーナル	(社)共同通信社	¥0	¥11,660
令和5年 07/26	②調査活動費	視察研修費	認定NPO法人フリースペースたまりば	¥0	¥10,000
令和5年 08/01	⑦事務費	FAX通信費	東日本電信電話(株)	¥0	¥2,811
令和5年 08/09	⑦事務費	パフォーマンスチャージ代	有限会社 木屋源	¥0	¥20,841

月 日	科目名	収入支出内容	支出先	受 入	支 払
令和5年 08/10	⑦事務費	インターネット接続料	宇都宮ケーブルテレビ	¥0	¥4,059
令和5年 08/18	④資料購入費	47行政ジャーナル	(社)共同通信社	¥0	¥11,660
令和5年 08/18	④資料購入費	「とちぎ地方自治と住民」購読料(2023.4～2023.9)	一般社団法人栃木県地方自治研究センター	¥0	¥2,730
令和5年 08/21	利 息	預金利子		¥11	¥0
令和5年 08/23	②調査活動費	行政視察 6/28(自治体・公共week2023)	旅費1名分	¥0	¥11,260
令和5年 09/06	⑦事務費	FAX通信費	東日本電信電話(株)	¥0	¥2,759
令和5年 09/11	⑦事務費	インターネット接続料	宇都宮ケーブルテレビ	¥0	¥4,059
令和5年 09/13	⑦事務費	パフォーマンスチャージ代	有限会社 木屋源	¥0	¥39,424
令和5年 09/25	④資料購入費	47行政ジャーナル	(社)共同通信社	¥0	¥11,330
令和5年 10/04	⑦事務費	FAX通信費	東日本電信電話(株)	¥0	¥2,905
令和5年 10/10	⑦事務費	インターネット接続料	宇都宮ケーブルテレビ	¥0	¥4,059
令和5年 10/13	収 入	下半期分		¥4,800,000	¥0

月 日	科目名	収入支出内容	支出先	受 入	支 払
令和5年 10/13	⑤広報広聴費	広報紙印刷代・折込料	有限会社 印刷親友社	¥0	¥1,023,044
令和5年 10/20	④資料購入費	47行政ジャーナル	(社)共同通信社	¥0	¥11,550
令和5年 10/26	⑦事務費	パフォーマンスチャージ代	福島商事株式会社	¥0	¥73,176
令和5年 11/10	⑦事務費	FAX通信費	東日本電信電話(株)	¥0	¥2,816
令和5年 11/10	⑦事務費	インターネット接続料	宇都宮ケーブルテレビ	¥0	¥4,059
令和5年 11/20	⑦事務費	パフォーマンスチャージ代	福島商事株式会社	¥0	¥44,451
令和5年 11/27	④資料購入費	47行政ジャーナル	(社)共同通信社	¥0	¥11,550
令和5年 12/11	⑦事務費	FAX通信費	東日本電信電話(株)	¥0	¥2,702
令和5年 12/11	⑦事務費	インターネット接続料	宇都宮ケーブルテレビ	¥0	¥4,059
令和5年 12/20	⑦事務費	パフォーマンスチャージ代	福島商事株式会社	¥0	¥133,042
令和5年 12/21	④資料購入費	47行政ジャーナル	(社)共同通信社	¥0	¥11,550
令和6年 01/04	②調査活動費	行政視察 1/15～17(泉南市、奈良市、豊田市)	旅費 8名分	¥0	¥573,120

月 日	科目名	収入支出内容	支出先	受 入	支 払
令和6年 01/10	⑦事務費	FAX通信費	東日本電信電話(株)	¥0	¥2,729
令和6年 01/10	⑦事務費	インターネット接続料	宇都宮ケーブルテレビ	¥0	¥4,059
令和6年 01/18	④資料購入費	47行政ジャーナル	(社)共同通信社	¥0	¥11,550
令和6年 01/18	⑤広報広聴費	広報紙印刷代・折込料	有限会社 印刷親友社	¥0	¥1,023,044
令和6年 01/22	⑦事務費	パフォーマンスチャージ代	福島商事株式会社	¥0	¥46,879
令和6年 02/13	⑦事務費	FAX通信費	東日本電信電話(株)	¥0	¥2,748
令和6年 02/13	⑦事務費	インターネット接続料	宇都宮ケーブルテレビ	¥0	¥4,059
令和6年 02/19	利 息	預金利子		¥17	¥0
令和6年 02/20	⑦事務費	パフォーマンスチャージ代	福島商事株式会社	¥0	¥29,555
令和6年 02/26	④資料購入費	47行政ジャーナル	(社)共同通信社	¥0	¥11,550
令和6年 03/08	④資料購入費	「とちぎ地方自治と住民」購読料(2023.10~2024.3)	一般社団法人 栃木県地方自治研究センター	¥0	¥2,730
令和6年 03/11	⑦事務費	FAX通信費	東日本電信電話(株)	¥0	¥2,735

月 日	科目名	収入支出内容	支出先	受 入	支 払
令和6年 03/11	⑦事務費	インターネット接続料	宇都宮ケーブルテレビ	¥0	¥4,059
令和6年 03/21	⑦事務費	パフォーマンスチャージ代	福島商事株式会社	¥0	¥118,666
令和6年 03/26	④資料購入費	47行政ジャーナル	(社)共同通信社	¥0	¥11,550
令和6年 03/29	⑤広報広聴費	広報紙印刷代・折込料	有限会社 印刷親友社	¥0	¥1,023,044
令和6年 03/31	⑦事務費	FAX通信費	東日本電信電話(株)	¥0	¥2,819
令和6年 03/31	⑦事務費	パフォーマンスチャージ代	福島商事株式会社	¥0	¥90,193

①研究研修費

（ 5月分 1/1 ページ）

			5月分支出合計		¥60,000	
整理番号	日付	費目	支出内容	支出先	金額	備考
001	05/19	会費	政策検討・研修会年会費	連合栃木議員懇談会	¥60,000	8名分

②調査活動費

（ 7月分 1/1 ページ）

7月分支出合計					¥482,885	
整理番号	日付	費目	支出内容	支出先	金額	備考
001	07/12	旅費	行政視察 7/24～26(明石市、寝屋川市、川崎市)	旅費 7名分	¥472,885	
002	07/26	講師謝金	視察研修費	認定NPO法人フリースペースたまりば	¥10,000	

②調査活動費

（ 8月分 1/1 ページ）

8月分支出合計					¥11,260	
整理番号	日付	費目	支出内容	支出先	金額	備考
001	08/23	旅費	行政視察 6/28(自治体・公共week2023)	旅費1名分	¥11,260	

②調査活動費

（ 1月分 1/1 ページ）

			1 月 分 支 出 合 計		¥573,120	
整理番号	日 付	費 目	支 出 内 容	支 出 先	金 額	備 考
001	01/04	旅費	行政視察 1/15～17(泉南市、奈良市、豊田市)	旅費 8名分	¥573,120	

④資料購入費

（ 5月分 1/1 ページ）

5月分支出合計					¥13,160	
整理番号	日付	費目	支出内容	支出先	金額	備考
001	05/17	資料購入費	47行政ジャーナル	(社)共同通信社	¥11,660	5月分
002	05/26	図書購入費	書籍代(コミュニティナース)	コミュニティナースintチギ	¥1,500	

④資料購入費

（ 6月分 1/1 ページ）

6月分支出合計					¥11,660	
整理番号	日付	費目	支出内容	支出先	金額	備考
001	06/19	資料購入費	47行政ジャーナル	(社)共同通信社	¥11,660	6月分

様式第11号

政務活動費科目別明細書（令和5年度）

④資料購入費

（ 7月分 1/1 ページ）

7月分支出合計					¥11,660	
整理番号	日付	費目	支出内容	支出先	金額	備考
001	07/21	資料購入費	47行政ジャーナル	(社)共同通信社	¥11,660	7月分

④資料購入費

（ 8月分 1/1 ページ）

8月分支出合計				¥14,390		
整理番号	日付	費目	支出内容	支出先	金額	備考
001	08/18	資料購入費	47行政ジャーナル	(社)共同通信社	¥11,660	8月分
002	08/18	資料購入費	「とちぎ地方自治と住民」購読料(2023.4～2023.9)	一般社団法人栃木県地方自治研究センター	¥2,730	

④資料購入費

（ 9月分 1/1 ページ）

9 月 分 支 出 合 計					¥11,330	
整理番号	日 付	費 目	支 出 内 容	支 出 先	金 額	備 考
001	09/25	資料購入費	47行政ジャーナル	(社)共同通信社	¥11,330	9月分

④資料購入費

（10月分 1/1 ページ）

			10月分支出合計		¥11,550	
整理番号	日付	費目	支出内容	支出先	金額	備考
001	10/20	資料購入費	47行政ジャーナル	(社)共同通信社	¥11,550	10月分

④資料購入費

（11月分 1/1 ページ）

			11月分支出合計		¥11,550	
整理番号	日付	費目	支出内容	支出先	金額	備考
001	11/27	資料購入費	47行政ジャーナル	(社)共同通信社	¥11,550	11月分

④資料購入費

（12月分 1/1 ページ）

12月分支出合計					¥11,550	
整理番号	日付	費目	支出内容	支出先	金額	備考
001	12/21	資料購入費	47行政ジャーナル	(社)共同通信社	¥11,550	12月分

④資料購入費

（1月分 1/1 ページ）

1月分支出合計					¥11,550	
整理番号	日付	費目	支出内容	支出先	金額	備考
001	01/18	資料購入費	47行政ジャーナル	(社)共同通信社	¥11,550	1月分

④資料購入費

（2月分 1/1 ページ）

2月分支出合計					¥11,550	
整理番号	日付	費目	支出内容	支出先	金額	備考
001	02/26	資料購入費	47行政ジャーナル	(社)共同通信社	¥11,550	2月分

④資料購入費

（ 3月分 1/1 ページ）

			3 月 分 支 出 合 計		¥14,280	
整理番号	日 付	費 目	支 出 内 容	支 出 先	金 額	備 考
001	03/08	資料購入費	「とちぎ地方自治と住民」購読料(2023.10～2024.3)	一般社団法人 栃木県地方自治研究センター	¥2,730	
002	03/26	資料購入費	47行政ジャーナル	(社)共同通信社	¥11,550	3月分

⑤広報広聴費

（ 7月分 1/1 ページ）

7月分支出合計					¥1,022,714	
整理番号	日付	費目	支出内容	支出先	金額	備考
001	07/18	広報紙	広報紙印刷代・折込料	有限会社 印刷親友社	¥1,022,714	

⑤広報広聴費

（10月分 1/1 ページ）

			10月分支出合計		¥1,023,044	
整理番号	日付	費目	支出内容	支出先	金額	備考
001	10/13	広報紙	広報紙印刷代・折込料	有限会社 印刷親友社	¥1,023,044	

⑤広報広聴費

（ 1月分 1/1 ページ）

			1月分支出合計		¥1,023,044	
整理番号	日付	費目	支出内容	支出先	金額	備考
001	01/18	広報紙	広報紙印刷代・折込料	有限会社 印刷親友社	¥1,023,044	

⑤広報広聴費

（ 3月分 1/1 ページ）

			3月分支出合計		¥1,023,044	
整理番号	日付	費目	支出内容	支出先	金額	備考
001	03/29	広報紙	広報紙印刷代・折込料	有限会社 印刷親友社	¥1,023,044	

⑦事務費

（5月分 1/1 ページ）

5月分支出合計					¥466,616	
整理番号	日付	費目	支出内容	支出先	金額	備考
001	05/15	事務機器リース代	コピー機リース料	リコーリース(株)	¥2,684	
002	05/15	通信費	インターネット接続料	宇都宮ケーブルテレビ	¥4,059	5月分、5/10 口座振替
003	05/20	事務機器購入費	PC代	株式会社ヤマダデンキ	¥201,537	
004	05/24	事務機器購入費	デスクトップPC Wi-fi対応 組替工事	ドリームワークス	¥100,793	
005	05/27	事務機器購入費	PC代、ロジクール代	ヨドバシカメラ宇都宮店	¥154,880	
006	05/30	通信費	FAX通信費	東日本電信電話(株)	¥2,663	5月分

⑦事 務 費

（ 6月分 1/1 ページ）

6 月 分 支 出 合 計					¥85,601	
整理番号	日 付	費 目	支 出 内 容	支 出 先	金 額	備 考
001	06/05	消耗品費	パフォーマンスチャージ代	有限会社 木屋源	¥78,810	5月分
002	06/12	通信費	インターネット接続料	宇都宮ケーブルテレビ	¥4,059	6月分
003	06/30	通信費	FAX通信費	東日本電信電話(株)	¥2,732	6月分

様式第11号

政務活動費科目別明細書（令和5年度）

⑦事務費

（7月分 1/1 ページ）

7月分支出合計				¥48,657		
整理番号	日付	費目	支出内容	支出先	金額	備考
001	07/04	事務機器リース代	コピー機リース料	リコーリース(株)	¥26,840	
002	07/10	通信費	インターネット接続料	宇都宮ケーブルテレビ	¥4,059	7月分
003	07/18	消耗品費	パフォーマンスチャージ代	有限会社 木屋源	¥17,758	6月分

⑦事務費

（8月分 1/1 ページ）

8月分支出合計					¥27,711	
整理番号	日付	費目	支出内容	支出先	金額	備考
001	08/01	通信費	FAX通信費	東日本電信電話(株)	¥2,811	7月分
002	08/09	消耗品費	パフォーマンスチャージ代	有限会社 木屋源	¥20,841	7月分
003	08/10	通信費	インターネット接続料	宇都宮ケーブルテレビ	¥4,059	8月分

⑦事務費

（ 9月分 1/1 ページ）

9月分支出合計					¥46,242	
整理番号	日付	費目	支出内容	支出先	金額	備考
001	09/06	通信費	FAX通信費	東日本電信電話(株)	¥2,759	8月分
002	09/11	通信費	インターネット接続料	宇都宮ケーブルテレビ	¥4,059	9月分
003	09/13	消耗品費	パフォーマンスチャージ代	有限会社 木屋源	¥39,424	8月分

⑦事務費

（10月分 1/1 ページ）

10月分支出合計					¥80,140	
整理番号	日付	費目	支出内容	支出先	金額	備考
001	10/04	通信費	FAX通信費	東日本電信電話(株)	¥2,905	9月分
002	10/10	通信費	インターネット接続料	宇都宮ケーブルテレビ	¥4,059	10月分
003	10/26	消耗品費	パフォーマンスチャージ代	福島商事株式会社	¥73,176	9月分

⑦事務費

（11月分 1/1 ページ）

			11 月 分 支 出 合 計		¥51,326	
整理番号	日 付	費 目	支 出 内 容	支 出 先	金 額	備 考
001	11/10	通信費	FAX通信費	東日本電信電話(株)	¥2,816	10月分
002	11/10	通信費	インターネット接続料	宇都宮ケーブルテレビ	¥4,059	11月分
003	11/20	消耗品費	パフォーマンスチャージ代	福島商事株式会社	¥44,451	10月分

⑦事務費

（12月分 1/1 ページ）

12月分支出合計				¥139,803		
整理番号	日付	費目	支出内容	支出先	金額	備考
001	12/11	通信費	FAX通信費	東日本電信電話(株)	¥2,702	11月分
002	12/11	通信費	インターネット接続料	宇都宮ケーブルテレビ	¥4,059	12月分
003	12/20	消耗品費	パフォーマンスチャージ代	福島商事株式会社	¥133,042	11月分

⑦事務費

（1月分 1/1 ページ）

1月分支出合計					¥53,667	
整理番号	日付	費目	支出内容	支出先	金額	備考
001	01/10	通信費	FAX通信費	東日本電信電話(株)	¥2,729	12月分
002	01/10	通信費	インターネット接続料	宇都宮ケーブルテレビ	¥4,059	1月分
003	01/22	消耗品費	パフォーマンスチャージ代	福島商事株式会社	¥46,879	12月分

⑦事務費

（2月分 1/1 ページ）

2月分支出合計				¥36,362		
整理番号	日付	費目	支出内容	支出先	金額	備考
001	02/13	通信費	FAX通信費	東日本電信電話(株)	¥2,748	1月分
002	02/13	通信費	インターネット接続料	宇都宮ケーブルテレビ	¥4,059	2月分
003	02/20	消耗品費	パフォーマンスチャージ代	福島商事株式会社	¥29,555	1月分

⑦事務費

（3月分 1/1 ページ）

3月分支出合計					¥218,472	
整理番号	日付	費目	支出内容	支出先	金額	備考
001	03/11	通信費	FAX通信費	東日本電信電話(株)	¥2,735	2月分
002	03/11	通信費	インターネット接続料	宇都宮ケーブルテレビ	¥4,059	3月分
003	03/21	消耗品費	パフォーマンスチャージ代	福島商事株式会社	¥118,666	2月分
004	03/31	通信費	FAX通信費	東日本電信電話(株)	¥2,819	3月分(4/10口座振替)
005	03/31	消耗品費	パフォーマンスチャージ代	福島商事株式会社	¥90,193	3月分(4/22口座振替)

政 務 活 動 実 績 報 告 書

令和5年 5月26日	
会 派 名	市民連合
会 長 名	福 田 智 恵 様
(報告者) 議員名 駒場 昭夫 福田 智恵 郷間 康久 中塚 英範 高橋 英樹 大久保 順也 佐藤 孝明 横須賀 咲紀	
実 施 日	令和5年 5月19日 (金)
調 査 地 又 は 研 修 会 開 催 地	ホテル ニューイタヤ
調 査 研 究 項 目	連合栃木議員懇談会 講演会
調 査 研 究 概 要	
○ 研究会 : 連合栃木議員懇談会 講演会 ○ 主催者 : 連合栃木議員懇談会 ○ 日 時 : 令和5年 5月19日 (金) 15時～16時30分 ○ 場 所 : ホテル ニューイタヤ ○ 内 容 : 講演 国政報告と国会議員の立場で感じたこと 講師 衆議院議員 藤岡 隆雄 氏 1. 衆議院議員になって感じたこと 2. 防衛財源確保法案は砂上の楼閣 3. アベノミクスの冷静な検証と賃上げの課題 4. 科学技術立国日本の課題 5. まとめ	

※ この報告書は、調査研究事項にかかる関係資料と併せて会派で5年間保存してください。
 また、年度終了後は、この報告書の写しのみを議長に提出してください。

1. 衆議院議員になって感じたこと

- 市民・国民目線での言動・行動が重要
- 正義はただ一つ、己を信じて行動する

2. 防衛財源確保法案は砂上の楼閣

- 令和9年度において、1兆円弱を確保する
- 法人税・所得税・たばこ税の段階的な増税措置
- 一方で、近年は剰余金が増加
- 国民の理解が得られるか

3. アベノミクスの冷静な検証と賃上げの課題

- アベノミクスの功罪
- 持続的な経済成長の実現に向けた金融政策（日銀との政策連携）
- 潜在成長率の低下と企業内部留保等の増加
- 実質賃金は相対的に低下、雇用確保に影響が生じる

4. 科学技術立国日本の課題

- 科学技術立国日本の低迷（科学論文数、博士号取得者数）
- 人材確保と育成、研究予算の確保が課題

5. まとめ

- 役人は優秀、政治の役割が重要
- 適正な資源配分と課題への対応
- 将来の子どもたちのために

(所感)

- ・ 私たちの生活は豊かになったのか、世界と比較することも重要。
- ・ 国民生活は政治と切り離すことができない。
- ・ 国民が声を挙げなければ政治は変わらない。
- ・ 市民生活の向上のため、地方議会が果たす役割をしっかりと認識し、議員活動に取り組む必要があることを再認識した。

政 務 活 動 実 績 報 告 書

令和5年 6月 9日	
会 派 名	市民連合
会 長 名	福 田 智 恵 様
(報告者) 議員名 駒場 昭夫 福田 智恵 中塚 英範 高橋 英樹 大久保 順也 佐藤 孝明 横須賀 咲紀	
実 施 日	令和5年 6月 2日 (金)
調 査 地 又 は 研 修 会 開 催 地	栃木県労働者福祉センター (オンライン併用)
調 査 研 究 項 目	連合栃木議員懇談会 第75回連絡会
調 査 研 究 概 要	
○ 研究会 : 連合栃木議員懇談会 第75回連絡会 ○ 主催者 : 連合栃木議員懇談会 ○ 日 時 : 令和5年 6月 2日 (金) 15時～16時 ○ 場 所 : 栃木県労働者福祉センター 7階第1会議室 (オンライン併用) ○ 内 容 : 1. 連合栃木からの報告 2. 議員懇談会からの報告 3. 県政・市政・町政からの議会報告 4. 県政・市政・町政に関する課題に対する情報交換および意見交換	

※ この報告書は、調査研究事項にかかる関係資料と併せて会派で5年間保存してください。
また、年度終了後は、この報告書の写しのみを議長に提出してください。

政 務 活 動 実 績 報 告 書

会 派 名 市民連合
会 長 名 福田 智 恵 様

令和 5年 7月 5日

(報告者) 議員名 佐藤 孝明

実 施 日	令和 5年 6月28日 (水)
-------	-----------------

調 査 地 又 は 研 修 会 開 催 地	東京ビックサイト
--------------------------	----------

調 査 研 究 項 目	地域の未来につながる出会いを 自治体・公共 week 2023
-------------	---------------------------------

調 査 研 究 概 要

開催日時： 令和 5年 6月28日 (水) ～30日(金)まで

開催場所： 東京ビックサイト 東京都江東区有明 3-11-1

主 催： 自治体・公共 week 実行委員会

企画運営： RX Japan 株式会社

後 援： 総務省、全国市長会、全国町村会

特別後援： (一財) 地域活性化センター

内 容： 第3回自治体 DX 展 第2回地域防災 EXPO

第1回インフラメンテナンス展 第6回地方創生 EXPO

第3回スマートシティ推進 EXPO 第3回自治体向けサービス EXPO

展示ブース：約210社

地域・企業の取り組み状況：

(1) 横浜市の取り組み 「はまっ子防災ガイド」

横浜市の中学生を対象に監修。横浜市消防局、横浜市危機管理室、横浜市教育委員会、横浜市政策局共創推進室、横浜市交通局、横浜市資源循環局、横浜市水道局が連携して製作している。地震、風水害、共助の三章で構成され、アニメーションを含めた映像、冊子、防災グッズを上手く組合せ理解しやすい様に工夫してある。さらに地域企業が協力企業として入り官民一体となり防災に対しての意識の高さが感じられる。



(2) 「あそぶ！まなぶ！すきになる！！」

役作り対戦型全国ご当地ボードゲーム、君も今日から知域王！！
(新潟県佐渡市、新潟県新潟市) 地元の名産品・観光地のカードを集め、あまり知られていない地元のトリビアもゲーム中に学べ、色覚特性をもつ子供も見やすいユニバーサルデザインを導入している。

(新潟県新潟市西区内野町) 地域の方に親しまれているお店、橋、川がカードになっていて、地元小学校の児童が描いたイラストを採用し郷土愛を育む機会となっている。



(3) 「あなたの街をすごろくゲームにしてみませんか？」

地域 PR、観光誘客、郷土愛向上、インバウンドなどに貢献。ゲームを通じて街の魅力を世界に発信。

導入自治体：淡路島日本遺産委員会（はじまりの島）淡路島が舞台の和風ファンタジーRPG。埼玉県さいたま市（ローカルディアクロニクル）さいたま市を舞台にしたファンタジーRPG。岐阜県高山市（たかやまくえすと）高山市の地域資源から創られたファンタジーRPG。宮城県石巻市（キズナファンタジー）石巻市を舞台にした地方創生 RPG。楽しみながら学べ、地域の魅力を再認識するきっかけとしては素晴らしいと感じる。



(4) 「ロボットが先生？」

学校においても、ロボットを活用した教育現場の DX 化が進んできている。学習端末から生徒の学習状況を確認し、生徒がロボット先生と学習した結果は、ビックデータとして蓄積され、教材やテーマの教え方（発話内容）の改善に使われ、時間が経つほど、ロボット先生の指導力が向上する。現在、細分化された 4,000 本以上の動画で丁寧に教えていてスマートフォン等のアプリで自宅でも学習できるため、今後教職員の負担軽減につながる事を期待したい。



<まとめ>

各地域・企業で新しい取り組みを行っている。AI の進化、ChatGPT 等の生成 AI、デジタル技術、車・バスの自動運転、ドローン等の浸透により生活が急速に変化してきている。スマートフォン等アプリを利用できる環境が無くては生活が成り立たない世の中がすぐそこまでやってくる。

技術の進歩は素晴らしい事だが誰もが安心して便利に活用できる世の中が理想であり、生活の変化についていけない人達をどの様にサポートしていくのかも深刻な課題だと認識している。宇都宮市ではスーパースmartシティを掲げているが、他市のスマートシティの先駆けになるようにスーパの名に恥じない宇都宮市を目指していかなければならない。人口減少社会に選ばれる宇都宮を目指す為にも、今回の視察は大変参考になった。今後の議会活動にも活用していきたい。

※この報告書は、調査研究事項にかかる関係資料と併せて会派で5年間保存してください。

また、年度終了後は、この報告書の写しのみを議長に提出してください。

政 務 活 動 実 績 報 告 書

令和5年 7月13日 会 派 名 市民連合 会 長 名 福 田 智 恵 様 (報告者) 議員名 駒場 昭夫 高橋 英樹 大久保 順也 佐藤 孝明 横須賀 咲紀	
実 施 日	令和5年 7月 6日 (木)
調 査 地 又 は 研 修 会 開 催 地	足利市消防本部・中央消防署、足利市立美術館
調 査 研 究 項 目	連合栃木議員懇談会 第1回地域交流会 (わたらせ地域協議会)
調 査 研 究 概 要	
○ 研究会 : 連合栃木議員懇談会 第1回地域交流会 (わたらせ地域協議会) ○ 主催者 : 連合栃木議員懇談会 ○ 日 時 : 令和5年 7月 6日 (木) 13時30分～16時30分 ○ 内 容 : 1. 視察: 足利市消防本部・中央消防署 2. 視察: 足利市立美術館 3. 講演: 足利市の現状と今後について 講師: 足利市長 早川 尚秀 氏 ● 視 察 : 足利市消防本部・中央消防署 <事業費> 設計: 69百万円余 庁舎建設工事: 1,056百万円余、 付帯施設建設工事: 318百万円余 <基本コンセプト> ①災害に強く持続可能な庁舎 ②機能的で経済的な庁舎 ③市民に親しみやすい庁舎	



<所感>

- ・敷地面積を有効活用した建物配置、また耐震構造の採用や非常用発電設備、受水槽の設置などにより、防災拠点として整備されている。
- ・女性消防士2名に配慮した女性用仮眠室の設置など、機能面でも先進的である。
- ・訓練施設も充実しており、市民の安心や消防隊員の快適な活動につながる施設であった。

● 視 察 : 足利市立美術館

● 講 演 : 足利市政 これからの時代に向けて

講師: 足利市長 早川 尚秀 氏

- ・足利市の強み・・・歴史・文化・観光
- ・重点取組・・・移住・農業・子育て
- ・課題・・・少子化（2022年の出生数630人）
- ・令和3年に発生した山火事を再発させない取組として、山火事防止条例を制定
- ・外国人技能実習生（約5,000人）に対する人材育成の取組
- ・子育て支援として、おたふくかぜ予防接種の費用補助を実施
- ・DXへの取組を強化するためデジタル戦略推進本部を設置
- ・収益性の高い農業へ（ハウス野菜や園芸作物への転換促進、若手就農者の育成・支援）

<所感>

- ・コロナ禍に伴う観光への影響は大きく、今後の回復に向けた取り組みが重要である。
- ・少子化による財政への影響も想定されるため、結婚・出産・子育てへの手厚い支援が重要と感じる。
- ・農業従事者の世代交代や新規就農者の確保・育成が重要であるとともに、市内産業の振興に向けた基盤強化や活性化を図る必要がある。
- ・足利市の強みである歴史・文化や自然などの魅力を市内外に発信することで、交流人口や移住定住の促進につなげることが期待できる。また、観光や農業、製造業など市内産業の発展・育成に向けた支援に加え、子育て支援の充実に取り組むことで活気あるまちづくりの実現につなげることができると感じる。今後の取り組みに期待したい。

※ この報告書は、調査研究事項にかかる関係資料と併せて会派で5年間保存してください。
また、年度終了後は、この報告書の写しのみを議長に提出してください。

政 務 活 動 実 績 報 告 書

令和 5年 8月22日	
会 派 名 市民連合 会 長 名 福 田 智 恵 様	(報告者) 議員名 駒場 昭夫 福田 智恵 郷間 康久 中塚 英範 高橋 英樹 大久保 順也 横須賀 咲紀
実 施 日	令和5年 7月24日(月) ～ 7月26日(水)
調 査 地 又 は 研 修 会 開 催 地	【1】 24日(月) 兵庫県明石市役所 【2】 25日(火) 大阪府寝屋川市役所 【3】 26日(水) 神奈川県川崎市役所/子ども夢パーク
調 査 研 究 項 目	【1】 地域総合支援センターについて/認知症あんしんプロジェクトについて 【2】 危機管理部監察課について 【3】 子どもの権利に関する行動計画について/子ども夢パーク
調 査 研 究 概 要	
【1】「明石市の地域総合支援センターについて」「認知症あんしんプロジェクトについて」 ◆日 時…7/24(月) 午後2時00分～4時00時 ◆場 所…明石市役所 議会応接室 ◆応対者…明石市議会事務局、福祉局地域共生社会室 (調査研究事項の概要) 1. 地域総合支援センターについて (1) 調査目的、課題背景、研究趣旨等について ① 地域総合支援センター設置の背景について ② 各種相談に対する体制や関係部署・機関との連携について ③ 市民・地域の理解や担い手の育成について ④ 支援の充実に向けた取り組みについて (2) 具体的な調査研究内容 ① 地域総合支援センター設置の背景について	



- ・「どこに相談していいかわからない」「複数の問題があり相談先に迷う」「今ある制度やしくみでは解決が難しい」など、福祉に関する様々な相談を丸ごと受け止め、一人ひとりの生活のしづらさに対応する支援が求められていた。
- ・地域総合支援センターの理念は、高齢や障がいによる心身の機能低下や子育ての不安など、何らかの生活のしづらさがあつたとしても、本人が家族や地域とつながりをもって暮らせるよう、「社会的孤立ゼロ」を目指している。
- ・「複合的な課題を“たらい回し”にしない」「早期発見・早期対応」「個別のニーズに寄り添う支援」「本人と社会資源とをつなぐ支援」「地域住民との協働による支援」の5つの考え方で理念を支え、しっかり聞いて課題を整理し、窓口につなぐことで、課題が大きくなる前に早期発見・対応を図っている。

②各種相談に対する体制や関係部署・機関との連携について

- ・市内6か所に地域総合支援センターを公共施設内に設置し、運営は一括して明石市社会福祉協議会に委託。
- ・にしあかし総合支援センター内に本部を置き、第1層生活支援コーディネーター、就労的活動支援コーディネーター、認知症地域支援推進員、在宅医療・介護連携推進担当、総合相談支援員を配置。
- ・社協内の総合相談支援室に、基幹相談支援センター兼障がい者虐待防止センター、後見支援センター、更生支援担当があり（いずれも市からの運営委託）連携しながら支援を行っている。
- ・相談案件に対する対応フローについては、総合相談フローに沿って対応を図るとともに、対象者が抱える主たる課題の区分と年齢により想定される対象者課題別の相談窓口（目安）を福祉局地域共生社会室で作成し、市と地域総合支援センターとの連携強化を図りながら、相談対応している。

③市民・地域の理解や担い手の育成について

- ・地域福祉計画の周知と啓発については、市ホームページに地域福祉計画を掲載し、広く市民に周知している。また、地域福祉の担い手である民生児童委員に、地域福祉計画（概要版）を配布するなど、周知・啓発に取り組んでいる。
- ・地域の担い手（民生委員や市社協など）の人材育成については、民生委員の資質向上、活動の充実を図るため、新人研修のほか、任期2期～3期の委員を対象とした中堅研修、3年未満の委員を対象としたフォローアップ研修などを実施している。また、民生児童委員協議会では、児童福祉、高齢福祉、障がい福祉に関する3つの専門部会と主任児童委員部会があり、テーマごとの研修会を実施している。さらに、地区ごとに設置されている民生児童委員協議会においては、毎月の定例会を活用し、委員同士の意見交換会や勉強会を実施するなど、フォロー体制を整えている。

④支援の充実に向けた取り組みについて

- ・民生委員・児童委員や地区社会福祉協議会、地域ボランティア団体等との連携に努め、市内6か所に設置された地域総合支援センターを拠点としたアウトリーチ等を通じた継続的な支援を行っている。
- ・情報が届きにくい高齢者等には、民生委員・児童委員の見守り活動を通じて、福祉サービスに関する情報提供を行うなど、きめ細かい配慮に努めている。

（3）地域総合支援センターまとめ

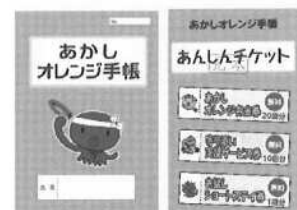
- ・明石市では、高齢化の進展や核家族化などに伴い、介護や子育ての支援がこれまで以上に必要となる中、家族や地域の支援力が低下し、高齢者や障がい者、その家族の「社会的孤立」といった新たなリスクが増えている。また、世帯単位で複数分野の福祉の課題を抱える状況もみられる。こうした課題に対して、支援を必要とする市民の状況に応じた総合的かつ包括的な相談支援を、市民の身近な地域で行える体制の構築が必要との考えから、地域総合支援センターを設置した。

- ・令和4年度の総合相談件数は、総相談件数 66,863 件（同一相談者の継続相談含む）延べ相談件数 40,398 件、実相談件数 14,504 件となっている。主な相談内容は、「精神障がい 4,297 件」「高齢者虐待・セルフネグレクト 4,099 件」「経済的問題 2,807 件」「身体障がい 1,912 件」となっている。相談件数過多による職員の身体的な負担はないが、精神的な負担は大きいとの話であった。また、現状予算面での課題はないが、介護・医療専門医の人員数に課題感を持っているとのことであったが、本市においても同様の課題がある。
- ・地域総合支援センターの重要な役割として、「相談者の複合的な課題をたらい回しにしない」「相談に対しスピード感を持って対応」など、相談者のことを第一に考え、早期発見、早期対応に取り組んでいることや社会・地域との協働による繋がりを重視した支援に取り組んでいる点が、特に素晴らしい取り組みであると感じた。また、相談支援者のバックアップ体制づくりとして、「総合相談フロー図」や「相談窓口早見表」を作成するなど、センター職員の負荷軽減を図るとともに、支援体制の連携強化を図っている。また、民生委員の経験年数に応じたフォローアップ研修を行うことや地区毎での定例会において、勉強会や意見交換を実施するなど、市民・地域の理解や担い手の育成にも取り組んでいる点など、本市の取り組みや地域包括支援センターとの比較検証をする上で特に参考となった。

2. 認知症あんしんプロジェクトについて

(1) 調査目的、課題背景、研究趣旨等について

- ① 認知症あんしんプロジェクトの目的について
- ② 認知症対策について
- ③ 認知症あんしんネットワークについて



(2) 具体的な調査研究内容

① 認知症あんしんプロジェクトの目的について

- ・明石市では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている在宅の要支援・要介護高齢者をはじめ、認知症の人やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、包括的・継続的支援を展開していくことを目的として、令和2年10月から「認知症あんしんプロジェクト」を開始。
- ・「本人の尊厳の確保」「家族負担の軽減」「地域の理解促進」の3つを柱とした認知症あんしんプロジェクトの推進により、全国に先駆けて、地域共生社会の実現に向け、みんなで安心、みんなで支える、みんなで寄り添うまちづくりを推進している。
- ・また、行政や市民、関係機関等が一体となって、柔軟かつ迅速に施策を展開していくため、「明石市認知症あんしんまちづくり条例」を令和4年3月に制定した。この条例は、認知症になっても誰もが安心して暮らせるまちづくりを実現するため、基本理念及び、市の責務並びに市民、事業者、関係機関等の役割並びに認知症の人等に関する施策の基本となる事項を定めている。

② 認知症対策について

- ・認知症早期支援事業（75歳→65歳・若年性認知症に令和2年10月から拡充）
「認知症チェックシートによる自己診断」を75歳以上全員に送付。その結果により、医療機関への受診推奨を行う。チェックシート提出者全員に図書券500円分を配布。
「認知症診断費用の完全無償化」自己診断の結果、認知症の疑いがある人が医療機関を受診した場合の診断費用を助成。（初診料・画像検査費用等）
「認知症支援へのサポート費用の助成」認知症サポート給付金20,000円＋タクシー券6,000円分または、居場所検索用端末（GPS）基本使用料1年間無料。
- ・あかしオレンジ手帳は、在宅で生活する認知症の人が、本人プロフィールや病気の状態、生活の様子などを記録し、医療・介護関係者がその情報を共有することで、本人の意思を尊重したより良い介護や治療の助けとなるために交付している。

- ・あんしんチケット「3つの無料サポート券」全国初の取り組み。
「あかしオレンジ弁当券（20食分）」本人および介護者の弁当を無料で宅配する。
「寄り添い支援サービス券（10回分）」介護保険のサービスの対象ではない、ちょっとした困りごとに対応。研修を受講した「寄り添い支援員（シルバー人材センター職員）」を派遣。
「お試しショートステイ券（1回分）」1泊2日お試し券。市内16施設の介護老人福祉施設や介護老人保健施設で利用可能。

③認知症あんしんネットワークについて

- ・認知症の人とその家族が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを推進するにあたり、認知症家族会をはじめ、明石市内の認知症施策に関わる関係機関との情報共有及び連携強化を図り、まちぐるみで認知症の理解及び支援への取り組みを進めている。
- ・その一環で、もっとたくさんの市民の方にサポーターになっていただきたいという思いを込めて、「認知症サポーター」を「オレンジサポーター」と名称変更するとともに、様々な場面で地域支援を行う「シルバーサポーター」、在宅支援を行う「ゴールドサポーター」という明石市独自の制度を創設している。あかしオレンジサポーター制度とは、これら3つのサポーターから成る、認知症に対する地域理解と各サポーターの地域活動の促進を図るための制度となっている。
- ・「オレンジサポーター」とは、「何か特別なこと」をする人ではなく、講座を通じて、認知症を正しく理解し、偏見を持たず、自分のできる範囲で認知症の人やその家族を応援する、職場や地域でどんな支援ができるのか、一人ひとりが考えていくことを大切にしている取り組みである。

（3）認知症あんしんプロジェクトまとめ

- ・明石市では、65歳以上の高齢者の総人口に占める割合は26.2%であり、3人に1人がひとり暮らしの状況であるとのことであった。日本では、65歳以上の高齢者の7人に1人が認知症と言われ、働き盛りの世代が若年性認知症を発症することもあり、私たちみんなが認知症と無関係ではない。また、認知症について「周りに理解してもらえない」「他人に知られたくない」との思いから、認知症を隠し、家族が抱え込むことが多いのが現状である。
- ・明石市では、全国の先駆けとなる、「認知症早期支援事業」「明石オレンジ手帳」「あんしんチケット」など、新しい手法として注目すべき様々な施策がみられた。特に着目する点は、「認知症あんしんまちづくり条例」を制定するなど、認知症の人がその家族と住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、家族をサポートしながら、まちのみんなで認知症を受け止め、支えるまちづくりを進めているところである。
- ・本市においても、これまで様々な認知症支援を検討し施策を推進してきた。最近では、「認知症高齢者地域生活サポート事業」もスタートさせている。本市でのさらなる認知症対策の充実を図っていくため、明石市の先進事例を参考にし、本市との支援内容の比較検証や今後の政策提案につなげていきたい。

【2】危機管理部監察課について

- ◆日 時…7/25（火）午後2時00分～4時00時
- ◆場 所…寝屋川市役所 議会応接室
- ◆応対者…寝屋川市議会事務局、危機管理部監察課

（調査研究事項の概要）

（1）調査目的、課題背景、研究趣旨等について

- ① 監察課設置の背景について

- ② いじめゼロに向けた独自のアプローチについて
- ③ 攻めの情報収集
- ④ 子どもたちをいじめから守るための条例

(2) 具体的な調査研究内容

① 監察課設置の背景について

- ・いじめを人権問題と捉え、市長部局の危機管理課内に設置した。教育環境を整え安心安全に学ぶことができるよういじめの即時解決に取り組んでいる。
- ・設置にあたり、教育委員会等から大きな反発はなかったと聞いている。また、教員の働き方改革も一つの目的としており、教育長と市長が事前に役割を明確化したことで、導入時に戸惑いはあったものの、実際に教員の負担減につながっている。

② いじめゼロに向けた独自のアプローチについて

- ・「教育的アプローチ」(学校・教育委員会による通常のいじめ対応)と「行政的アプローチ」(市長部局「監察課」によるいじめ対応)の2つのルートがある。
- ・「教育的アプローチ」の目的は、教育的な指導による人間関係の再構築。対象は、いじめられている側・いじめている側の両者であり、教職員にとってはどちらも大切な児童生徒である。メリットは、99%の事案が解決していることだが、デメリットとしては、人間関係の再構築に長期間を要すること、児童と教職員の問題への対応が困難なことである。国が定めるいじめ防止対策推進法や基本方針に基づき、法に基づくいじめの認定のもと対応している。
- ・「行政的アプローチ」の目的は、いじめを人権問題として捉え、いじめを即時停止することである。対象に、被害児童生徒と加害児童生徒の概念を用いることで、被害と加害の違いをはっきりさせている。メリットは3つあり、まず短期間で判断・解決すること。2つ目は、児童と教職員の問題にも対応すること。3つ目は独自データに基づく「是正勧告」を実施していることである。デメリットは、人間関係の再構築が困難なこと。
- ・2つのルートを並走させる意義は、①ダブルチェック ②2つの選択肢を提示 ③役割分担である。①では、第三者的視点でいじめ対応の不備をチェックし、事後の検証を実施している。②では、目的の違う2つのルートを提示することで、相談者の望む形で解決できることや、教職員等との問題についても対応を可能としている。③では、教職員の負担軽減につながることや、より専門的な対応が可能となった。どちらか1つのルートのみを強化してもデメリットの解消にはならないと寝屋川市では考えている。
- ・さらには「法的アプローチ」も整備しており、賠償請求など民事訴訟や刑事告訴の支援、弁護士費用の補助を行っている。

③ 攻めの情報収集

- ・攻めの情報収集として、毎月1回、小中学校の全児童生徒にいじめ通報促進チラシを配布している。これは、いじめの情報収集(早期発見)に加え、いじめの抑止効果を目的としている。令和4年度は、直接監察課に151件の相談があったが、うち56件がチラシによるものだった。
- ・小学生は自身での通報が多いが、中学生は減少していることから、チラシ等を活用した第三者による通報を促している。
- ・チラシの導入による相談先の変化については、チラシからの相談もあるが、従来通りの教職員への相談もあり、生徒が望む形での相談を可能としている。



④ 子どもたちをいじめから守るための条例

- ・目的は、いじめが子どもたちの人権侵害に関する問題であることを鑑み、いじめゼロに

向け市長部局で新たな取組を行うべく、児童等の命と尊厳を守るため、いじめの防止に関し必要な事項を定めること。

- ・特徴① 保護者及び地域住民の責務を明示。寝屋川市に対し、いじめに関する情報提供を行う責務を負うこと。
- ・特徴② 市長の権限を明示。いじめ防止の申し出があったときの必要な調査を行うことができる。学校その他の寝屋川市の機関に対し、以下の措置を講ずべきことを勧告できる。①児童等に対する見守り ②いじめ防止の環境整備 ③訓告・別室指導その他の懲戒（いままでに実施はない）④出席停止（いままでに実施はない）⑤学級替え ⑥転校の相談及び支援等。

（3）まとめ

- ・2つのルートを並走させ、いじめの早期解決や相談者の望む形での対応を可能とすること、いじめの抑止、教職員の負担減など、様々な効果を生んでいる。
- ・市長部局に設置することで、監察課の安定した体制や運営が可能となっている。
- ・宇都宮市は、児童相談所の設置や「（仮称）宮っ子を守り・育てる都市宣言」など、子ども政策に重点を置いた取組を進めていることから、児童生徒の安心安全な教育環境の整備に向けいじめ防止に取り組む寝屋川市の先進的な取組は大変参考となった。

【3】子どもの権利に関する行動計画について/子ども夢パーク

◆日 時…7/26（月）午前10時00分～12時00時/午後1時30分～4時

◆場 所…川崎市役所 議会応接室/子ども夢パーク

◆応対者…川崎市議会事務局、こども未来局青少年支援室
認定 NPO 法人フリースペースたまりば

（1）調査目的、課題背景、研究趣旨等について

- ① 川崎市子どもの権利に関する条例制定に至る背景と過程について
- ② 子どもの権利保障のための仕組みづくりについて
- ③ 行動計画と検証について
- ④ 子どもの居場所事業について

（2）具体的な調査研究内容

①川崎市子どもの権利に関する条例制定に至る背景と過程について

- ・体罰や虐待、不登校の増加など子どもを取り巻く環境が複雑化しており、自信が持てず暴力等でしか自己表現できない子どもたちが校内暴力等を起こしていたことから、子どもたちにどのように接するべきか、声を聞く場が求められていた。市民意識調査では、「子どもの守られる権利」、「育つ権利」の保障が不十分と考えている市民の割合が4割に上る。また、児童虐待の対応時や、保護後の施設での子どもの権利保障等が不十分であった。
- ・1994年には児童の権利に関する条約に日本が批准し、自治体独自の条例を作ることが求められた。また、人権尊重と平和、多文化共生を基軸とした「人間都市かわさき」が創生された。
- ・条例づくりではプロセスを重視し、「市民とともに・市全体で・川崎に根差したものを」を基本理念に、地域社会の主権者である子どもを含む市民とともに策定。約2年をかけて200回以上の会議や市民集会等を開催し、市民の声を聞くことに重きを置いた。有識者等の大人を中心に、ワークショップの手法を用いたが、参加者が納得するような結論を出すことに労力を費やした。

②子どもの権利保障のための仕組みづくりについて

- ・子どもの参加する権利を保障するため、自主的・自発的に活動ができる拠点づくりや、

「川崎市子ども会議」をはじめとした各種会議を開催している。さらには子ども意見箱を設置し、返事はHPに掲載する取組も行い、子どもの市政参画につなげている。

- ・子どもの権利の侵害に対して、簡易に安心して相談や救済の申立てができる機関として「人権オンブズパーソン」を設置。令和4年度は78件の子どもに関する相談を受けた。内訳は、権利侵害がないと思われる相談27件、学校や施設等の対応の問題19件、いじめ18件、虐待6件、差別1件、その他7件。1回で相談が終了しない複雑なケースなどでは継続して相談を受け、電話だけではなく面談や調整活動も行っている。なお、先述した78件中、相談を継続した件数は40件にのぼる。

③行動計画と検証について

- ・子どもに関する施策の推進に際し、子どもの権利保障が総合的かつ計画的に実行されるため行動計画を策定。現在は第7次計画。
- ・基本目標：①子どもの安心と自己肯定感の向上 ②子どもの意見表明・参加の推進 ③子どもにやさしいまちづくりの実現。
- ・施策の方向：①広報・啓発、学習支援及び市民活動の支援 ②個別の支援 ③家庭、育ち・学びの施設及び地域における子どもの権利保障 ④子どもの社会参加 ⑤相談及び救済。
- ・検証を目的とした取組として「川崎市子どもの権利委員会」を設置。公募市民委員（任期3年）を含む10名以内で構成される。市長からの諮問に応じて市の子どもの権利保障の状況について調査・審議し答申を提出。市は答申に対して措置を公表する。また、子どもの権利条例について市民に対し認知度アンケートを3年ごとに実施。条例制定時より認知度が低下している。

④子どもの居場所事業について

- ・川崎市地域子ども・子育て活動支援助成事業にて地域の子どもが安全・安心に過ごせる居場所づくりを行う団体を対象とした資金面で補助を行なっている。補助対象経費は、賃借料や光熱水費、会場使用料に加え、講師やボランティアへの謝礼、物品の購入費、印刷製本費、通信費、その他の経費（ボランティア保険料、OA機器レンタル料）など幅広い。年間の活動数に応じた区分ごとに補助金の額が決定される。
- ・条例を実現する施設として「川崎市子ども夢パーク」を設置し、権利主体としての「子どもの最善の利益」をすべての子どもが享受できることを目指している。基本理念に「子どもの自由な発想で、遊び、学び、つくり続ける居場所」を掲げ、①「川崎市子どもの権利に関する条例」を実現する場 ②使いながらつくり続けていく場 ③子どもの自由な遊び、活動がどんどんふくらむ場 ④子どもが自由で安心していられる場 ⑤学校以外での育ち、学びの場 ⑥川崎市の子どもネットワークの拠点となる場 ⑦子どもたちが自分たちで動かしていく場、以上7つを位置づけている。
- ・施設の特徴について、子どもたちが安全に使用できる基本的なものだけが整備されており、施設を使いながら自分たちで創っていくことができるように考えられている。将来的には増築・改築する等の多様性や可変性を確保している。
- ・運営方針については、子ども自身による自主的な運営をめざし、自分の責任で自由に活動できるようにするとともに、人とのつながりによる活動の可能性を広げることや、工夫し変えていけるやわらかい運営をめざしている。
- ・子どもたちの自主的な活動の場とする「子どもの活動拠点」、土や水、火や木材を使って自由に作り変えられる遊び場「プレーパーク」、不登校児童・生徒の居場所「フリースペースえん」の3本の柱で成り立っており、令和4年度の来場者数は68,309人。



(3) まとめ

- ・川崎市の子どもの権利に関する条例について特筆すべきことは、2年間の長い年月をかけ市民意見を反映させ完成させたプロセスと、仕組みづくりや行動計画を策定したことである。検証での現状の取組に対するフィードバックも効果的であり、進捗状況や課題を明確にすることで、条例制定も持続的な施策を行えているものとする。
- ・条例制定後より、子どもの権利についての認知度が低下していることから、周知や啓発活動が課題であるが、年に一度11月20日を「子どもの権利の日」とするなど、川崎市に根差した条例となるよう取り組んでいる。
- ・宇都宮市においても、より効果的で将来にわたって意義のある子ども施策を充実させるために大変参考となる視察であった。

※この報告書は、調査研究事項にかかる関係資料と併せて会派で5年間保存してください。また、年度終了後は、この報告書の写しのみを議長に提出してください。

政 務 活 動 実 績 報 告 書

令和5年 9月11日 会 派 名 市民連合 会 長 名 福 田 智 恵 様 (報告者) 議員名 駒場 昭夫 高橋 英樹 大久保 順也 佐藤 孝明 横須賀 咲紀	
実 施 日	令和5年 9月 4日 (月)
調 査 地 又 は 研 修 会 開 催 地	栃木県労働者福祉センター (オンライン併用)
調 査 研 究 項 目	連合栃木議員懇談会 第76回連絡会
調 査 研 究 概 要	
○ 研究会 : 連合栃木議員懇談会 第76回連絡会 ○ 主催者 : 連合栃木議員懇談会 ○ 日 時 : 令和5年 9月 4日 (月) 15時～16時40分 ○ 場 所 : 栃木県労働者福祉センター 7階第1会議室 (オンライン併用) ○ 内 容 : 1. 連合栃木からの報告 2. 議員懇談会からの報告 3. 県政・市政・町政からの議会報告 4. 県政・市政・町政に関する課題に対する情報交換および意見交換	

※ この報告書は、調査研究事項にかかる関係資料と併せて会派で5年間保存してください。
 また、年度終了後は、この報告書の写しのみを議長に提出してください。

政 務 活 動 実 績 報 告 書

令和5年 11月23日	
会 派 名	市民連合
会 長 名	福 田 智 恵 様
(報告者) 議員名 駒場 昭夫	
福田 智恵	
中塚 英範	
佐藤 孝明	
横須賀 咲紀	
実 施 日	令和5年11月16日(木)
調 査 地 又 は 研 修 会 開 催 地	栃木県労働者福祉センター(オンライン併用)
調 査 研 究 項 目	連合栃木議員懇談会 第77回連絡会
調 査 研 究 概 要	
○ 研究会 : 連合栃木議員懇談会 第77回連絡会 ○ 主催者 : 連合栃木議員懇談会 ○ 日 時 : 令和5年11月16日(木) 10時～11時35分 ○ 場 所 : 栃木県労働者福祉センター 7階第1会議室(オンライン併用) ○ 内 容 : 1. 連合栃木からの報告 2. 議員懇談会からの報告 3. 県政・市政・町政からの議会報告 4. 県政・市政・町政に関する課題に対する情報交換および意見交換	

※ この報告書は、調査研究事項にかかる関係資料と併せて会派で5年間保存してください。
また、年度終了後は、この報告書の写しのみを議長に提出してください。

政 務 活 動 実 績 報 告 書

令和 6 年 1 月 2 4 日	
会 派 名 市民連合 会 長 名 福 田 智 恵 様	(報告者) 議員名 駒 場 昭 夫 福 田 智 恵 郷 間 康 久 中 塚 英 範 高 橋 英 樹 大 久 保 順 也 佐 藤 孝 明 横 須 賀 咲 紀
実 施 日	令和 6 年 1 月 1 5 日 (月) ～ 令和 6 年 1 月 1 7 日 (水)
調 査 地 又 は 研 修 会 開 催 地	【1】 15 日 (月) 大阪府泉南市役所/泉南りんくう公園 (SENNAN LONG PARK) 【2】 16 日 (火) 奈良県奈良市役所 【3】 17 日 (水) 愛知県豊田市役所
調 査 研 究 項 目	【1】 PFI 事業～泉南りんくう公園 (SENNAN LONG PARK) 【2】 奈良市子どもセンターの取組について 【3】 豊田市子ども条例について
調 査 研 究 概 要	
【1】 泉南りんくう公園 (SENNAN LONG PARK) ◆日 時…1/15 日 (月) 午後 1 時 30 分～3 時 30 分 ◆場 所…泉南市議会 (座学)、泉南りんくう公園 (現地) ◆応対者…泉南市議会事務局、都市整備部 (調査研究事項の概要) (1) 調査目的、課題背景、研究趣旨等について ① 泉南りんくう公園整備事業について ② 泉南りんくう公園の施設概要、利用状況について ③ 公園隣接地への宿泊施設の誘致について (2) 具体的な調査研究内容 ① 泉南りんくう公園 (愛称: SENNAN LONG PARK) 整備事業について ・ SENNAN LONG PARK の開発背景は、1996 年、関西国際空港の支援基地としてりんくうタウンが大阪府により整備されたが、府営りんくう公園の整備は泉佐野市および田尻町域の一部に留まり、泉南市域については未整備のままであった。そこで、泉南市が大阪府から本公園用地の無償借り受けを依頼し、市営公園として泉南市が整備事業を行うことを決定した。	



- ・事業方式は、大阪府営「りんくう公園」のうち、泉南市域の未整備用地を府から無償で借り受け、事業者が無償で貸し付ける、独立採算型のPFI事業である。事業者が整備した公園施設のうち、市が必須施設として求めた園路や植栽、休憩施設、駐車場、トイレなどは事業終了後に市に施設の所有権を移転するBOT(Build-Operate-Transfer)方式、任意施設である飲食施設や運動施設は事業終了後に施設を撤去するBOO(Build-Own-Operate)方式を採用している。市は、平成27年12月から公募型のプロポーザルを実施し、2グループの応募から大和リース株式会社を代表とする企業グループを選定した。
- ・独立採算型事業による市のメリットは、大阪府より借り受けた公園用地を事業者が無償で貸付し、市費を一切投入せずに民間資金により、事業者のノウハウを最大限活用した都市公園を整備できることである。また、地域資源を活用することで、市の認知度やイメージアップに繋がるなど大きなメリットがある。事業者のメリットは、BOT方式及びBOO方式で設置する公園施設(家屋)の固定資産税及び都市計画税について、10年間、PFI事業者が実質負担のない税制上の優遇措置を受けることができることである。
- ・行政による管理運営への関わり方は、本事業の目的及び基本方針に合致した公園施設となるよう建設業務をモニタリングすることや本公園の供用開始から事業期間終了まで、公園利用者が安心・安全・快適に公園施設を利用できるよう公園施設の機能及び性能を維持させること、また、憩いの空間の整備や海辺の立地を活かした観光・レクリエーションの拠点として、泉南市の魅力があふれるにぎわいと交流を創出していくことなど、市は事業者が安定した公園運営を継続できるようサポートしている。

② 泉南りんくう公園の施設概要と利用状況について

- ・関西国際空港を臨む約2km(敷地面積約107,800㎡・駐車場台数967台)の長い海岸に沿って、「アクティビティエリア」「コミュニティエリア」「マルシェエリア」「グランピングエリア」の4つのゾーンに分かれている。スポーツ施設、飲食店、マールビーチ、樽井漁港・岡田浦漁港など魅力的な泉南市の地域資源を活用した市場、キャンプやグランピング施設、高さ15mの高所アスレチック、スケートパーク、3人制バスケットボールコートなど、多彩なコンテンツやアクティビティが配置されている。
- ・2020年7月に関西最大級のレクリエーション施設としてオープンし、砂浜沿いに並んだヤシの木を生かしたリゾート感の演出や園内には複数のフォトスポットを設置するなど、開園直後からSNSで話題を呼び、年間約150万人が訪れる市の目玉観光地となっている。グランピング施設は、1泊5万～9万円超と高級ホテル並みの値段となっているが、夏休み期間中は平日も含めてほぼ満室になるとのことであった。アスレチック、ドッグラン、フォトスポット、飲食店などがあり、ご家族からカップルまで幅広い世代の方が訪れるスポットとなっており、現在の経営状況は順調に収益をあげている。
- ・新型コロナウイルスの感染が拡大する前、関西でもインバウンドが年々増加、その玄関口が関西国際空港だった。しかし、空港から大阪市内や京都などに向かう観光客が多く、観光資源の少ない泉南市など、空港近くの自治体は頭を悩ませているとのことであった。インバウンドを意識した、海を活用したレクリエーション機能の充実により、インバウンドは増加傾向にあるが、インバウンド需要をどの様に呼び込むかが、今後の課題であるとのことであった。

③ 公園隣接地への宿泊施設の誘致について

- ・本公園の一層の魅力向上のため、公園隣接地(1.2ha)において宿泊施設の建設・運営などを検討している事業者と連携を図っているが、コロナの影響や関西国際空港などの周辺施設との需要が合わず、現在は未着手で計画がストップしたままとなっている。
- ・整備を任意としていた公園用地(約3ha)について、多世代にとって魅力的な公園を目指し一層のにぎわいと交流の創出を図るため、PFI事業者と連携してグラウンド・ゴルフ場を整備し、令和2年に運営を開始するなど、民間活力をさらに活用し公園周辺の魅力向上に努めている。

(3) まとめ

- ・民間の資金や事業者のノウハウを最大限活用し、市費を一切投入せずに約2kmにわたる公園施設を整備した。運営をPFI事業者に一任し、公園内の飲食施設や広場等で開催されるイベントなどで得られる収益で全事業の費用を賄う「独立採算型」のPFI事業として先進的な事例である。市はPFI事業者が安定した公園運営を継続できるようサポートに徹している。
- ・事業者が支払う土地使用料を無償としたほか、事業が軌道に乗るまでは設備投資や広報戦略に重点を置けるよう、施設の固定資産税と都市計画税を10年間免除している。また、契約期間は30年に設定することで、事業者に長期的な視点での設備投資をするよう促している。
- ・地域との信頼関係の構築にも取り組んでおり、公園の「マルシェエリア」では毎週末、隣接する漁港の漁師らが朝市を開催するなど、地場産の鮮魚を販売することで、来園者に地域の魅力を知ってもらうきっかけとなっている。海岸など地域資源を生かした公園の公共機能と有償施設などの集客機能のバランスに優れた公園設計になっている。
- ・本市においても、LRT沿線の新たな拠点として、LRT利用者の利便機能や交通結節点にふさわしい交流機能等の導入を図り、本市のまちづくりのシンボルとなる賑わいと交流の拠点を創出する東部総合公園整備事業を実施予定である。新設の公園としては県内で初めてとなる公募設置管理制度(Park-PFI)を活用した事業となるが、行政と事業者の双方が長期的な運営ビジョンを共有し、役割分担をしながら事業を進めていくことが重要であることや、地域との信頼関係や地域資源を活かした公園整備など、泉南市の先進的な事例は大変参考となるものであった。

【2】奈良市子どもセンターの取組について

- ◆日 時…1/16日(火)午前10時00分～11時30分
- ◆場 所…奈良市議会
- ◆応対者…奈良市議会事務局議会総務課、
子ども未来部、子どもセンター



(調査研究事項の概要)

(1) 調査目的、課題背景、研究趣旨等について

- ① 奈良市子どもセンター(児童相談所)設置に向けた取組経過について
- ② 奈良市子どもセンターの推進体制について
- ③ ヤングケアラー支援事業について

(2) 具体的な調査研究内容

- ① 奈良市子どもセンター(児童相談所)設置に向けた取組経過について
 - ・市内で重症事例の発生が重なったことを受けて、市独自の児童虐待防止マニュアルや行動計画の作成、支援機関同士の連携強化、専門性の高い職員の配置やスキル向上に向けた研修の充実などの対応を行ってきた。
 - ・県の児童相談所は、相談員の数が法定より少ないことや、対応を判断するまでに複数のプロセスを踏まなくてはならず、判断に長時間かかること、児童生徒からの聞き取りを複数回実施するため、辛い思いをさせてしまうことなどの課題を抱えていた。また、それぞれの市町村独自の行政サービスを把握しておらず、迅速に支援につなぐことが困難であった。
 - ・平成29年4月改正児童福祉法が施行され、子ども未来部子育て相談課内に児童相談所設置準備室を設置した。同年10月に県市児童相談所検討プロジェクトチームを設置し、

以後検討会議を実施した。平成30年2月からは有識者会議を開催した。

- ・同年4月からは県子ども家庭センターへ市職員を派遣し1年間の研修を実施した。内訳は児童福祉司、児童心理司の2名であり、他にも、大阪府、京都府、三重県、堺市等にも数人ずつ派遣した。
- ・令和元年9月に(仮称)奈良市子どもセンター設計業務を開始、令和3年1月に着工した。場所について、最寄り駅から徒歩20分以内、大きな道路の近くにあり駐車場を十分な台数確保できることなどの条件から、柏木公園内に建設することとなった。
- ・同年8月に奈良市を児童相談所設置市として指定する政令が交付され、9月議会において奈良市子どもセンター条例を制定した。また、県の管轄から外す必要があり、県議会の承認も必要であった。令和3年10月から約3,800件のケース引継ぎを開始。令和4年4月1日午前0時に奈良市子どもセンターが開設した。
- ・総工費は約14億3,000万円であり、備品等については別途予算がつけられている。予算には、国からの交付金が入るものの、自主財源をメインにあて、安定した運営を目指している。また、企業版ふるさと納税のメニューに追加し基金として積み立てている。



② 奈良市子どもセンターの推進体制について

- ・組織体制は、子ども未来部内に子どもセンターを設置している。内訳として、児童相談所は、管理職の児童福祉司4名、一般職の児童福祉司17名、児童心理司11名、保健師1名、弁護士2名、医師1名、警察1名、その他5名である。一時保護所は、管理職の事務職2名、児童指導員14名、保育士5名、保健師1名、心理療法対応員1名、学習支援員2名、夜間対応員10名である。子ども家庭総合支援拠点・子ども発達支援は、子ども家庭支援員3名、心理担当支援員1名、虐待対応専門員20名、心理職等33名である。
- ・職員や会計年度任用職員に、所長や課長経験者がスーパーバイザーとして入ったことで体制構築のスピード感が上がった。
- ・人事については、5年で1人前(本来は10年)になると考えていることから、長期間の配属体制をとっている。
- ・子どもと保護者の総合支援拠点を目指しており、全天候型の遊び場であるキッズスペース、相談窓口とともに様々な育児情報を提供する子育て広場、就学前の子どもの発達に関する相談ができる子ども発達相談、こんにちは赤ちゃん訪問や、助産制度・ショートステイ事業等により様々なニーズに対応する子ども家庭総合支援拠点、児童相談所・一時保護所を集約している。児童相談所だけの施設になると敷居が高くなってしまうと考えると、キッズスペースや子育て広場などに来た「ついで」に相談することで心理的なハードルを下げると同時に、すぐに専門的な窓口につなぐことが可能である。
- ・令和4年度の奈良市子どもセンターの利用状況については次の通り。家庭児童相談延べ件数は2,408件。子ども発達支援の相談を利用した幼児の実人数は683人。発達支援親子教室を利用した幼児の実人数は48人(延べ703人)である。
- ・令和4年度の子育て広場・キッズスペース(屋内遊び場)「にじいろ」を利用した人数は次の通り。子育て広場(対象:0~3歳)は、保護者5,533人、子ども5,035人、合計10,568人。キッズスペース(対象:未就学児)は、保護者10,798人、子ども12,784人、合計23,582人である。
- ・児童虐待相談受付件数の年次推移としては、平成18年は196件であったものの、令和元年924件、令和2年1,097件、令和3年1,096件、令和4年1,238件となっており、大きく増加している。また内訳としては、心理的虐待が約半数の51%を占めている。

③ ヤングケアラー支援事業について

- ・ヤングケアラーに関する相談窓口として、子どもセンターに専門のコーディネーターを配置し、ヤングケアラー当事者、その家族、市民の方などから電話、面談、E-mail 等により相談を受け付けている。
- ・奈良市に居住する 18 歳未満の子どもがいる家庭で、その子どもが大人に代わって家事や育児・介護などを日常的に担っている家庭を対象に、コーディネーター等が訪問し、保護者に同意を得て支援内容を作成する。家族の福祉サービス等が整うまでの間、次のサポーター派遣を導入することができる。
- ・支援内容：①食事の準備及び後片付け ②住居の掃除または整理整頓 ③被服等の洗濯 ④生活必需品の買い物 ⑤育児支援など。
- ・条件として、原則週 1 回で 2 時間以内、1 か月 9 時間以内で最長 6 か月まで。月～金曜日の午前 8 時～午後 6 時まで。費用は無料となっている。
- ・現在の実績は 1 件のみにとどまり、支援体制は整っているものの、必要としている家庭に支援が届いていない現状がある。認知度の向上と実績を増やすことが課題である。

(3) まとめ

- ・奈良市では、子どもセンターに複数の機能を集約し、子育てに関する総合的な窓口として、一元的に効果的な相談・支援を行っている。支援を要する子どもや家庭に対し、迅速な対応を可能とするとともに、子育て広場・キッズスペースの利用者が、遊びに来た「ついで」に専門窓口で相談できることで、相談者の心理的なハードルを下げている。
- ・組織体制としては、児童福祉司、児童心理司など子どものエキスパートのほか、警察、医師、弁護士などを配置することで、関係機関との円滑な連携を可能としている。さらには、スーパーバイザーに所長や課長経験者をおく他、人事の面においても他部署より長期間の配属とすることで、職員からの相談対応や人材育成に寄与している。
- ・ヤングケアラー支援事業に関しては、福祉サービスが整うまでの間、サポーターの派遣により支援を行うなど、先進的な取組であった。しかし、実績が 1 件にとどまっており、保護者の同意を得る難しさがあることに加え、より効果的な周知方法や事業のネーミングなど、必要としている方に支援が届きやすくする方法を模索する必要がある。
- ・本市においても、児童相談所の設置に向けた検討が進む中で、奈良市の取組経過や課題などを共有していただいた。増加する児童虐待の未然防止や早期発見、子どもの権利を確実に擁護できるよう、本市独自の児童相談所の早期設置のため大変参考になる視察であった。

【3】豊田市子ども条例について

- ◆日 時…1/17 日(水)午前 10 時 00 分～11 時 30 分
- ◆場 所…豊田市議会
- ◆応対者…豊田市議会局総務課、こども・若者部

(調査研究事項の概要)

(1) 調査目的、課題背景、研究趣旨等について

- ① 子ども条例の制定に向けた取組経過について
- ② 子ども条例の浸透について
- ③ 子ども条例制定後の取組について

(2) 具体的な調査研究内容

- ① 子ども条例の制定に向けた取組経過について



- ・豊田市では、平成 17 年度に「子ども部」を新設し、子どもに関する施策を総合的に推進する体制を整備するとともに、同年 2 月に策定した豊田市次世代育成支援行動計画「とよた子どもスマイルプラン」の重点事業に「(仮称) とよた子ども条例」の制定を位置づけて取り組んだ。
- ・豊田市では、これまでも子どもにかかわる各種行政施策を展開してきたが、従来の行政施策においては、子どもを主に「保護の対象」としてみることに留まっていたが「子どもの権利条約」にあるように、子どもを独立した人格と尊厳を持ち、意見表明を含めた「権利」を享受し行使する主体として捉えなおしていくことが必要であるとの認識から、子ども条例の制定を重点事業として位置付けた。
- ・子ども条例の制定に向け、「子ども条例検討部会」「条例案起草ワーキンググループ」「子ども条例検討ワークショップ」「地域子ども会議」「とよた子ども市議会」等の取組を実施し、市民や子どもの声を条例に反映させた。

② 子ども条例の浸透について

- ・啓発リーフレット、パンフレット等で周知することで条例の浸透を図っている。また随時、市広報でも特集を組んでおり、子どもに関連する団体、保護者、地域住民への講演会、こども園・小中学校での権利啓発プログラムで周知啓発を行っている。
- ・「子どもの権利学習プログラム」は、条例に基づき平成 21 年度から小中学校で、平成 24 年度からこども園で実施している。令和 5 年度からは、教育委員会と連携し、すべての小中学校で実施するなど力を入れている。
- ・条例の理解度等について、子どもに関する総合的な計画である「子ども総合計画」策定のタイミング（5 年に 1 度）に市民意向調査の実施により把握に努めている。

③ 子ども条例制定後の取組について

(1) 子どもの権利擁護委員（子ども条例第 22 条）の役割について

- ・子どもの権利の侵害について、子ども又はその関係者から相談を受け、その救済と権利の回復のために必要な情報を収集し、助言や支援などを行っている。権利の侵害を受けている子どもについて、本人又はその関係者から救済の申立てを受け、事実の調査や関係者間の調整を実施する。
- ・子どもが権利の侵害を受けていると認めるときに、自らの判断で調査を行う。
- ・調査や調整の結果、必要と認めるときは、子どもの権利を侵害したものに対して、是正措置を講ずるよう勧告したり、制度などの改善を要請したりすることができる。
- ・勧告や要請を受けたものに対して、是正措置や制度などの改善の状況などの報告を求めることができる

(2) 意見表明や参加の促進「豊田市子ども会議」について

- ・子ども会議は、豊田市子ども条例第 20 条に基づき、まちづくりについて子どもの意見を反映するために設置し、小学校 5 年生から高校 3 年生の子ども委員が、テーマについて体験活動や話し合いを行い、最終的に市長等に”自分たちにできること”についての報告を行っている。
- ・令和 5 年度は、11 月 25 日（土）、26 日（日）に開催した「子どもの権利条約フォーラム 2023」への参加をテーマに子ども委員 49 名、大学生サポーター 12 名で活動を実施した。

(3) まとめ

- ・豊田市では、平成 17 年 2 月に策定した豊田市次世代育成支援行動計画「とよた子どもスマイルプラン」の重点事業に「(仮称) とよた子ども条例」の制定を位置づけ取り組んできた。背景には、市長のリーダーシップが大きかったと考えられる。
- ・取組から 20 年近くが経過し、教育を受けた子どもが大人になり子どもを持つ世代になっていることから、子ども条例の認知度も他の世代よりも高く、子どもへの権利の理解

度が高いと感じられる。

- 選挙の投票率においても、本市が 35.24%に対して豊田市では 57.58%と高く、権利に対する意識や政治への関心の高さが投票率の向上要因になっていると感じる。
- 本市でも本年度に「(仮称) 宮っこを守り・育てる都市宣言」が制定されるが、一步踏み込んだ条例まで制定する必要があると感じた。子どもの権利を守り、子ども達が将来にわたり自分らしく安心して生活できるように、子どもの権利について更なる普及や周知啓発をしていくことが必要であり、豊田市の子どもの権利条例や周知啓発の取組は大変参考となるものであった。



※この報告書は、調査研究事項にかかる関係資料と併せて会派で5年間保存してください。
また、年度終了後は、この報告書の写しのみを議長に提出してください。

政 務 活 動 実 績 報 告 書

令和6年 2月13日 会 派 名 市民連合 会 長 名 福 田 智 恵 様 (報告者) 議員名 駒場 昭夫 中塚 英範 高橋 英樹 大久保 順也 佐藤 孝明	
実 施 日	令和6年 2月 6日 (火)
調 査 地 又 は 研 修 会 開 催 地	栃木県労働者福祉センター (オンライン併用)
調 査 研 究 項 目	連合栃木議員懇談会 第78回連絡会
調 査 研 究 概 要	
○ 研究会 : 連合栃木議員懇談会 第78回連絡会 ○ 主催者 : 連合栃木議員懇談会 ○ 日 時 : 令和6年 2月 6日 (火) 15時～16時30分 ○ 場 所 : 栃木県労働者福祉センター 7階第1会議室 (オンライン併用) ○ 内 容 : 1. 連合栃木からの報告 2. 議員懇談会からの報告 3. 県政・市政・町政からの議会報告 4. 県政・市政・町政に関する課題に対する情報交換および意見交換	

※ この報告書は、調査研究事項にかかる関係資料と併せて会派で5年間保存してください。
 また、年度終了後は、この報告書の写しのみを議長に提出してください。